

平成21年 一級建築士定期講習 二級建築士定期講習(春期)受講案内 木造建築士定期講習

平成21年2月
社団法人北海道建築士会
社団法人北海道建築士事務所協会

平成20年11月28日施行された新建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年ごとに国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習(以下「定期講習」という。)の受講が義務付けられました。

なお、経過措置として現在建築士事務所に所属又は平成24年3月31日までに所属した建築士は、平成24年3月31日までに最初の建築士定期講習の課程を修了すればよいこととされています。

社団法人北海道建築士会と社団法人北海道建築士事務所協会(以下「当協会」という。)では、登録講習機関である財団法人建築技術教育普及センターの実施協力機関として、「建築士定期講習」を、「春期」「秋期」の二期構成で実施することといたしました。

「春期」は、当協会が札幌、函館、旭川、北見、苫小牧、釧路の6市7会場平成21年4月から平成21年6月に、「秋期」は、社団法人北海道建築士会が札幌、函館、旭川、北見、室蘭、帯広の6市7会場平成21年9月から平成21年11月に「建築士定期講習」を実施いたします。

ついては、「春期」の平成21年4月から平成21年6月に実施する札幌、函館、旭川、北見、苫小牧、釧路の6市7会場分について、受講されるようご案内いたします。

I 講習案内

1 受講申込関係書類の配布

- ・配布期間 平成21年2月25日(水)～3月13日(金)(ただし、土曜日、日曜日は除く。)
- ・配布場所 当協会各支部で配布しますので、各支部にお出で下さい。
- ・配布価格 無料(原則として受講申込者1人1部)
- ※ 郵送での配布を希望する場合は、事務所登録の手続きをした当協会支部にお問い合わせください。

2 受講申込書の受付

- ・受付期間 平成21年3月2日(月)～3月13日(金)(ただし、土曜日、日曜日は除く。)
- ・受付場所 事務所登録の手続きをした当協会支部

申込書の配布部数が予定数に達した場合や受講申込者数が定員に達した場合は、配布や受付期間中であっても配布及び受付を終了します。

3 受講手数料(テキスト代を含む。)

- 15,750円(消費税額750円を含む。)
- (1) 受講手数料は、受講しなかった場合でも返還されません。
- (2) 受講申込書類の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還いたします。
- (3) テキストは、講習日当日に会場配布します。

4 講習日及び講習会場

開催日	開催地	講習会場及び所在地	会場コード	定員
4月14日(火)	札幌市	札幌コンベンションセンター 札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1 TEL 011-817-1010	1A-11	900名
4月23日(木)	釧路市	釧路市観光国際交流センター 釧路市幸町3丁目3 TEL 0154-31-1993	1A-12	250名
5月21日(木)	旭川市	道北経済センター 旭川市常盤通1丁目 TEL 0166-22-8411	1A-13	250名
5月27日(水)	北見市	北見市端野町公民館 北見市端野町二区471-11 TEL 0157-56-2515	1A-14	150名
6月9日(火)	函館市	北斗市総合文化センターかなで～る 北斗市中野通2丁目13-1 TEL 0138-74-2000	1A-15	150名
6月12日(金)	苫小牧市	苫小牧市民会館 苫小牧市旭町3丁目2-2 TEL 0144-33-7191	1A-16	150名
6月29日(月)	札幌市	札幌コンベンションセンター 札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1 TEL 011-817-1010	1A-17	900名

- (1) 講習の受講は、別記「開催地別受講支部一覧表」による開催地で受講することとし、原則として他の講習会場では受講できません。
- (2) 駐車場については、確保できない講習会場がありますので、他の交通機関を利用してください。
- (3) 昼食については、講習会場内に十分な施設がありませんので、ご留意願います。

5 講習日及び講習地の変更

- (1) 講習日及び講習地の変更は、原則として認められません。
- (2) 転勤などやむを得ない事情がある場合に限り認める場合がありますので、他都府県への講習地の変更は、変更希望先の他都府県の建築士事務所協会へ、道内の他の講習地への変更は、申込を行った当協会支部へ受講予定日の1週間前までに申出てください。

6 講義の構成

- (1) 講習は、テキストを使用した1日の講義（5時間）と修了考査（1時間）の構成により実施します。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の講義時間、講習内容は同一ですが、終了考査の問題数が異なります。

7 講習スケジュール

◎ 札幌、苫小牧、函館、旭川、釧路会場

時刻	項目	内 容	時 間
9:10 ~ 9:30	受 講 説 明	講習概要の説明、受講注意事項の説明	20分
9:30 ~ 10:30	講 義	建築物の建築に関する法令に関する科目① (建築士法、建築基準法) ~H18.6改正分	60分
10:30 ~ 10:45		(休 憩)	
10:45 ~ 12:15	講 義	建築物の建築に関する法令に関する科目② (建築士法、建築基準法) ~H18.12改正分	90分
12:15 ~ 13:15		(休 憩・昼 食)	
13:15 ~ 14:15	講 義	建築物の建築に関する法令に関する科目③ (建築士法、建築基準法以外の建築関連諸法)	60分
14:15 ~ 14:30		(休 憩)	
14:30 ~ 16:00	講 義	設計及び工事監理に関する科目	90分
16:00 ~ 16:15		修了考査準備 (休 憩)	
16:15 ~ 16:30	修了考査説明	修了考査注意事項の説明、問題・解答用紙の配付	15分
16:30 ~ 17:30	修 了 考 査	一級建築士 40問、正誤方式 (テキスト持込可) 二級建築士 35問、正誤方式 (テキスト持込可) 木造建築士 30問、正誤方式 (テキスト持込可)	60分

※ 北見会場は、開場時間の関係上、次のように変更となります。

時刻	項目	内 容	時 間
9:40 ~ 10:00	受 講 説 明	講習概要の説明、注意事項の説明	20分
10:00 ~ 11:00	講 義	建築物の建築に関する法令に関する科目① (建築士法、建築基準法) ~H18.6改正分	60分
11:00 ~ 11:10		(休 憩)	
11:10 ~ 12:40	講 義	建築物の建築に関する法令に関する科目② (建築士法、建築基準法) ~H18.12改正分	90分
12:40 ~ 13:40		(休 憩・昼 食)	
13:40 ~ 14:40	講 義	建築物の建築に関する法令に関する科目③ (建築士法、建築基準法以外の建築関連諸法)	60分
14:40 ~ 14:50		(休 憩)	
14:50 ~ 16:20	講 義	設計及び工事監理に関する科目	90分
16:20 ~ 16:35		修了考査準備 (休 憩)	
16:35 ~ 16:45	修了考査説明	修了考査注意事項の説明、問題・解答用紙の配付	10分
16:45 ~ 17:45	修 了 考 査	一級建築士 40問、正誤方式 (テキスト持込可) 二級建築士 35問、正誤方式 (テキスト持込可) 木造建築士 30問、正誤方式 (テキスト持込可)	60分

8 修了者の発表

- (1) 修了者の発表は、講習の実施月の翌月末を予定しています。
- (2) 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨を通知します。
- (3) 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表の公表については、当協会各支部及び財団法人建築技術教育普及センタ

- ー北海道支部の事務所でを行うとともに、同センターホームページに掲載します。
- (4) 修了審査問題及び合格基準点等の概要の公表については、平成22年4月末頃に当協会及び財団法人建築技術教育普及センター北海道支部で行うとともに同センターホームページに掲載します。

II 受講申込

1 受講資格

一級建築士、二級建築士及び木造建築士として登録している方

2 受講申込に必要な書類

- (1) 受講申込書（所定の用紙）
- (2) 写真3枚
無帽・無背景・正面上3分身を写した証明写真（縦4.5cm×横3.5cm）で、平成20年9月以降に撮影したもの。
写真の裏面に「北海道」と「氏名」を記入し、受講申込書の所定の欄に貼付してください。
- (3) 振替払込受付証明書（お客さま用）
所定の払込用紙を使用し、必ず窓口で個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される「振替払込受付証明書（お客さま用）」を受講申込書の所定の欄に貼付してください。
- (4) 建築士免許証の写し（B5サイズに縮小して貼付してください。）
 - ① 一級建築士、二級建築士及び木造建築士の方は、それぞれ一級建築士、二級建築士又は木造建築士免許証の写しの提出が必要になります。
 - ② 建築士免許証を紛失等の理由で再交付手続き期間中の場合は、登録証明書等でも可とします。

複数（一級、二級又は木造）の建築士免許を有する方は、その複数の建築士免許証の写しを提出することによって、当該複数の建築士定期講習の申込を行ったものと扱います。この結果、この一回の建築士定期講習を受講することによって、修了と判定されたそれぞれの建築士定期講習について、建築士定期講習修了証が交付されます。（建築士免許証の提出がない建築士資格については、当該建築士定期講習の受講とは扱われず、当該資格の建築士名簿に受講履歴登録がされませんのでご注意ください。）

3 受講の申込方法

- (1) 受付会場での受講申込
受講申込書に同封の財団法人建築技術教育普及センター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、事務所登録の手続きをした当協会支部に持参してください。
(受講申込書の記入内容、証明書類等の確認を行いますので、本人がご持参ください。)
- (2) 郵送による受講申込
 - ① 受講申込書に同封の財団法人建築技術教育普及センター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の封筒により、事務所登録の手続きをした当協会支部へ、必ず配達記録郵便で送付してください。
 - ② 受講申込は、3月13日（金）の消印があるものまで受付をします。
 - ③ 同封の受講票返送用封筒（長3）に、所要の切手（80円）を貼り、あて先を明記して、同封してください。
- (3) 受講申込に関する注意
 - ① 受講手数料の振込をしたにもかかわらず、受講申込者数が定員に達したために受講申込ができなかった場合には、次回の講習（当協会が次回受付を行う講習に限ります。）を優先的に受講できます。又、受講申込ができなかった「振替払込受付証明書（お客さま用）」は、次回の申込（平成21年度中に実施する講習に限ります。）に、そのまま使用できます。
 - ② 受講申込書等における記載内容の不備なもの（申込者氏名が自署でないもの等）及び必要書類のそろっていないものは受付できません。
 - ③ 婚姻等の理由で、証明書等の氏名が変更になっている場合には、戸籍抄本（謄本）等氏名の変更が確認できる書類を受講申込書に貼付してください。
 - ④ 受講申込により提出した書類については、受講資格なしと判定された場合を除き、返還いたしません。
 - ⑤ 受講に際し、車いすを利用される方や介護などの措置が必要な方は、申込時に当協会へお申し出下さい。

4 受講票の発行

受講票は、申込書と引き換えに、受講受付会場の当協会支部で発行いたします。